

受付番号	11	受付月日	11月17日
			午前・午後10時10分

東郷町議会議長 井俣 憲治 殿

東郷町議会議員

議席番号 2 番 氏名 國府田 さとみ ㊟

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質 問 要 旨	答 弁 者
1 給食におけるアレルギー対応について	<p>平成5年に給食センターが開設されて、24年が経過している。その間に、食を取り巻く環境は大きく変化し、様々な影響が子ども達にもたらされている。中でも、アレルギーの問題は大きく、特に給食における安心・安全を考える上では大変に重要な課題だといえる。24年前には見えなかった問題に今一度向き合い、現在、そして未来に向けて講じるべき行政対応を問うべく、給食におけるアレルギー対策の現状と今後について伺う。</p> <p>(1) アレルギー対応における現況について</p> <p>① 対応内容は</p> <p>② 対象児童・生徒の把握方法は</p> <p>③ 対応が必要な児童・生徒数の推移は</p> <p>④ 食物アレルギーにおいて、どのようなアレルギーが、どのくらいの人数いるのかといった実態調査は行われているか</p> <p>⑤ 給食に関する要望として、アレルギー対応に関する内容を吸い上げる仕組みはあるのか（生徒・児童並びに保護者へのアンケート、運営委員会等）</p> <p>⑥ 現在、アレルギー対応を行っている町内保育園施設の実態把握や評判などの聞き取り調査等を行っているか</p> <p>⑦ 近隣市の対応状況はどうか</p> <p>(2) 今後の対策・対応について</p> <p>① 除去食や、代替え食の提供の幅を広げ、対応を行っていく必要性は</p> <p>② それに伴う、センターの改修や自校調理へのシフトといった点について</p> <p>③ 近年の食環境の変化に伴うアレルギー</p>	町 長 担当部長

質問事項	質問要旨	答弁者
2 学校教育における主権者教育について	<p>一をはじめとした影響に、少なくともきちんとして順応し、更には先進的な取り組みを行う事に関しての考えは</p> <p>先の10月には、公職選挙法が改正され、18才への選挙権年齢の引き下げ後、2度目の国政選挙が行われた。民主政治の基盤をなす選挙への主体的な参加を促すことはもとより、今後、議論が活発化されるであろう憲法改正論に関して、またそれに伴う国民投票などを鑑み、学校教育におけるより一層の主権者教育は非常に重要であると考えられる。</p> <p>本町におけるその取り組みと考え方について伺う。</p> <p>(1) これまでの主権者教育の現状について</p> <p>① 町内の小・中学校において実施してきた内容は</p> <p>② その効果をどう評価しているか</p> <p>③ 東郷高校においてはどのような教育がなされているかの情報はるか</p> <p>(2) これからあるべき主権者教育に向けての考えについて</p> <p>① 学校の中での民主主義をどう体現・実践するか</p> <p>② 現実にある課題や争点に触れ、学ぶ機会をどの様に学習活動に取り入れるか</p> <p>③ 法教育の必要性と実践に対する考えは</p> <p>④ 具体的な主権者教育推進に向けてのロードマップについて</p> <p>⑤ 本町から目指す、真の主権者教育とは</p>	町長 教育長 担当部長
3 メディアリテラシーについて	<p>(1) 自治体におけるメディアリテラシー推進の必要性について</p> <p>① 町民全般に向けて、生涯学習の機会を通じての取り組みに関して、現時点での理解並びに今後の在り方についての考え方</p> <p>② 子ども達に向けて、学校教育を通じての取り組みに関して、現時点での理解並びに今後の在り方についての考え方</p>	町長 教育長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。